

# 公益社団法人日本カーリング協会役員選考規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という。）の役員（理事、監事及び執行役員）（以下「役員」という。）の選任については、定款、運営規則の定めによるほか、この規定の定めるところによる。

(選考委員会)

第2条 役員候補者を選考するため、運営規則に基づき公益社団法人日本カーリング協会役員選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、役員候補者選考に当たり、その選考方針を定めなくてはならない。
- 3 委員会は、総会に諮る役員候補者を決定し、監事の承認を経て理事会に報告する。
- 4 委員会は、役員選任の行われる年の前年11月に組織され、総会での役員選任後直ちに解散する。

(選考委員)

第3条 委員会は、全国ブロックを代表するもの5名と外部有識者1名以上から構成される。

- 2 ブロックを代表する5名は、各ブロックから選考委員として選出された者。
- 3 ブロックを代表する5名は、次回の役員選考委員にはなれない。
- 4 選考委員の構成は現職理事が半数を超えてはならない。
- 5 委員は、会長が委嘱する。

(選考委員長)

第4条 委員会には選考委員長（以下「委員長」という。）を置く。

- 2 委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は委員会を代表し委員会を招集する。最初の委員会は本協会事務局が招集する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(委員会の定足数等)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

- 2 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって行う。
- 3 委員会は、議事録を作成する。

(選考情報の公開等)

第6条 委員会は選考過程の議事録を作成し、理事会の求めに応じ議事録を提出しなくてはならない。

2 委員及び委員会に出席した者は、委員会における審議等を通じて知り得た個人に係る情報を漏らしてはならない。

(選考事務処理)

第7条 委員の選考に関する事務処理は、本協会事務局がこれを行う。

2 事務局は、委員会に対して、役員候補者の選任に関して次に掲げる情報を提供する。

(1)理事及び理事会の有する権限、理事の欠格事由その他の理事に関する法令及び定款の規定の内容

(2)理事候補者の推薦理由、協会及びその理事、監事及び社員との関係、その他の理事候補者に関する情報

(3)その他理事の選任に関し必要な事項

(選考基準)

第8条 委員会は役員候補者を選考するにあたりスポーツ庁が制定する「スポーツ団体ガバナンスコード」を遵守した選考を行わなければならない。

2 理事の連続再任は5期(10年)までとする。又5期(10年)連続任期退任後の再任は2期(4年)以上経過しなければならない。

但し組織運営及び業務執行上、5期(10年)を超えて引き続き在任することが特に必要である場合はこの限りではない。

3 理事のうち、男性女性のどちらか一方が占める割合は40%を下回ってはならない。

4 外部理事(これまで本協会及び下部団体での業務執行にかかわっていない者が理事となった場合に「外部理事」という。)の候補者を選定する。

5 新任理事は就任時に70歳以下でなければならない。但し再任についてはこの限りではない。

6 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条第1号に定める事由に該当する者は理事及び監事になることができない。

(雑則)

第9条 この規定に定めるものの他、委員会の運営等に関する必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

(変更)

第10条 この規定は、本協会理事会の決議により変更することができる。

附 則

1 この規程は、平成27年10月13日から施行する。

令和元年6月15日改訂 同日施行

令和3年7月10日改訂 同日施行

令和4年12月18日改訂 同日施行

令和5年6月24日改訂 同日施行

令和5年10月26日改訂 同日施行